

最高裁秘書第3472号

令和3年11月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月29日付けで札幌高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

刑訴法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的な内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第3548号

令和3年11月18日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

刑訴法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年10月13日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第30号

(2) 謝問日

令和3年11月12日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3549号

令和3年11月18日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年11月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、札幌高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、特定の被告事件に係る移送請求について、原判断庁が同請求を却下した決定の内容からすれば、原判断庁が刑事訴訟法第19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的な内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることを、移送を否定する事情として考慮していることは明らかであるから、対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

刑訴法19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的な内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることは移送を否定する事情となっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、9月29日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- (2) 苦情申出人は、特定の被告事件に係る移送請求について、原判断庁が同請求

を却下した決定の内容からすれば、原判断庁が刑事訴訟法第19条に基づく移送請求の可否を判断する際、弁護人の主張の具体的な内容及び検察官請求証拠に対する意見の見込みが不明であることを、移送を否定する事情として考慮していることが明らかであるから、対象文書が存在する旨主張する。しかし、裁判所が移送請求の判断を行うに際し、どのような事情を考慮するかについては、個々の裁判の内容に関わるものとして、具体的に検討する必要があり、裁判事務を行う裁判所において、個別に判断されるべきものである。したがって、裁判の理由において特定の事情を考慮することの要否等について裁判官の研修資料その他の司法行政文書が当然に存在するというものではない。その他、本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情も存在しない。

(3) よって、原判断は相当である。